

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 11 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第11号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

「〒730-0011 広島市中区基町1番4号

別記様式第7号の8中 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室 を削る。

電話（082）228-0110 」

別記様式第7号の9、別記様式第7号の15、別記様式第7号の19及び別記様式第7号の22

「〒730-0011 広島市中区基町1番4号

中 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室 を削る。

電話（082）228-0110 」

附 則

この公安委員会規則は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。